

各 部 局 長 殿

総 務 部 長

平成18年度当初予算要求について

最近の我が国の経済情勢は、企業収益の改善や設備投資の増加など緩やかに回復しているが、雇用情勢は改善してはいるものの厳しさが残り、景気の先行きについては高騰する原油価格の内外経済に与える影響に留意する必要があるとされています。

一方、本県経済については、雇用情勢は引き続き緩やかな改善の動きが見られ、生産活動も緩やかな回復の動きが見られるが、個人消費は横ばいで推移しており、さらに原油価格の高騰に伴う動向に留意する必要があります。

こうした中、国の平成18年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針では、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」を踏まえ、歳出改革路線を堅持・強化するため、従来にも増して、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と予算配分の重点化・効率化を実施することとしています。

特に、平成18年度は、「三位一体の改革」が本格化する地方財政の転換期となる重要な年であり、年内に政府が決定する「三位一体の改革」の内容や地方財政対策を見極めながら、予算編成をすることが求められます。

また、「福井元気宣言」に掲げた施策の仕上げ、福井豪雨からの本格復興など新たな財政需要にも対応する必要があり、持続可能な財政運営を行うためには、事業効果を十分に見極め、従来以上に財源の重点的・効率的な配分を行うとともに、各部局が自ら所管の事業・予算全体を厳しく洗い直し、経費の節減合理化に努める必要があります。

このような状況を踏まえ、平成18年度の予算の編成に当たっては、「平成18年度当初予算編成方針」および「同要求要領」により要求するよう通知します。

平成18年度当初予算編成方針

1 「福井元気宣言」実現のための施策の仕上げ

少子高齢化や経済のグローバル化をはじめとする新しい時代の急激な変化の中、経済社会の構造はもとより、地方自治や政治の仕組みも大きな節目を迎えています。こうした中、地方が抱える多くの課題について、国に依存することなく地方公共団体自らが考え、解決していくことが強く求められています。

このため、「福井元気宣言」に掲げた「元気な産業」、「元気な社会」、「元気な県土」、「元気な県政」の4つのビジョンと10の政策の仕上げに向け、政策目標を明確にし、県民本位の政策形成を図るため政策議論を実施し、選択と集中により着実に取り組みます。

また、「予算編成過程への県民参加」等を実施し、県民の意見を予算に反映させます。

2 「行財政構造改革プログラム」の確実な実行および「集中改革プラン（仮称）」の推進

厳しい財政状況の下、健全財政を維持するためには、平成16年2月に策定した「行財政構造改革プログラム」の各項目を確実に実行するとともに、この方針を堅持し、今年度中に策定予定の「集中改革プラン（仮称）」を着実に推進する必要があります。そのため、平成18年度当初予算においては、別添の予算要求要領に定める課題を中心として、「事業によって主権者である県民に何がもたらされたか」という政策効果を重視し、事務事業を厳しく見直します。

なお、組織および定員管理については、平成17年9月30日付け人企第450号「平成18年度組織および定員管理について」により実施するとともに、新規行政需要については、職員の再配分により対処することとします。

3 「三位一体の改革」に対応した施策の抜本的見直し

国から地方への税源移譲、国庫補助負担金の見直し、地方交付税の見直しという「三位一体の改革」が、補助事業から単独事業への単なる財源振替えでなく、地方分権新時代に対応した施策として、県民にとって真にメリットがあるものとなるよう、事業内容の抜本的な見直しに着手します。

4 通年予算の編成

国の予算編成の状況および社会経済情勢の変化を的確に把握し、年間を通じた通年予算を編成します。

平成18年度当初予算編成方針の概要

1 18年度当初予算の編成方針

- (1) 「福井元気宣言」実現のための施策の仕上げ
- (2) 「行財政構造改革プログラム」の確実な実行および
「集中改革プラン（仮称）」の推進
- (3) 「三位一体の改革」に対応した施策の抜本的見直し

2 要求段階から創意工夫、制度改革等を促す仕組みを導入

- (1) 部局の創意工夫を積極的に促進
 - ① 16年度から引き続き、シーリングにとらわれず、各部局が積極的に施策を立案できる政策推進枠を確保
 - ② 国の動向に速やかに対応するため、移譲対象補助金事業の見直しに着手
- (2) 見直しの重点項目
 - ① 地方分権時代に対応した県民の視点に立った施策の再構築
 - ② 市町村合併の進展を踏まえた事務事業の見直し
 - ③ 公共・県単独事業の予算配分の見直し
 - ④ 「集中改革プラン（仮称）」の策定とその推進 など

3 予算要求基準（シーリング等）

- (1) 投資的経費（「豪雨災害関連」を除く。）公共 95%以内
県単独 90%以内
- (2) 政策的経費（政策推進枠を除く） 90%以内
- (3) 経常的経費（標準経費・標準外経費） 90%以内

※ 今後、地方財政対策の動向等により、弾力的対応を行うことがある。